

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年12月6日

提出者 武蔵野市長 邑 上 守 正

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前			
別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額
1 から12まで （略）			
13	住民基本台帳法第11条第1項又は第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	住民基本台帳閲覧手数料	閲覧時間が1人30分までごとにつき <u>300円</u>
14から102まで （略）			

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表13の項の規定は、この条例の施行の日以後に閲覧させるものから適用し、同日前に閲覧させたものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

手数料の見直しに伴い、所要の改正をするものである。

改正後				説明
別表（第2条関係）				字句の改正
番号	事務	名称	金額	
1 から12まで （略）				
13	住民基本台帳法第11条第1項又は第11条の2第1項の規定に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧	住民基本台帳閲覧手数料	閲覧時間が1人30分までごとにつき <u>600円</u>	
14から102まで （略）				